

先端設備に対する課税標準特例の御案内 —令和5年4月1日から令和7年3月31日までを取得された方へ—

令和7年度税制改正により、認定先端設備等導入計画にもとづき取得された償却資産に対する軽減（特例）措置は改正されましたが、**令和5年4月1日から令和7年3月31日まで**に取得した資産については、引き続き改正前の特例が適用されます。

以下の各項目を御確認のうえ、該当する方は必要な書類等を御準備ください。

なお、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに先端設備等を取得された方は、改正後の特例が適用となりますので、市ホームページに掲載されている改正後の特例に関する御案内を御確認ください。

1 対象となる方

以下のいずれかに当てはまる方（租税特別措置法上の中小事業者または中小企業者）

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が千人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が千人以下の個人

2 対象となる設備

青梅市長の認定を受けた先端設備等導入計画にもとづき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した下表の設備のうち、(1)～(3)の要件をすべて満たす設備が特例の対象となります。

設備の種類	最低取得価額
機械および装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具および備品	30万円以上
建物付属設備※	60万円以上

※ 償却資産として課税されるものに限りません。

- (1) 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。
- (2) 清算、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること。
- (3) 中古資産でないこと

3 特例率・適用期間

従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、特例率・適用期間ともに有利なものが適用されます。

賃上げ表明	設備の取得時期	適用期間	特例率
無し	令和5年4月1日 から 令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日	4年間	3分の1

4 提出書類

先端設備等導入計画の認定を受けただけでは、特例措置は受けられません。
以下の書類を償却資産申告書とあわせて申告期限までに課税課へ提出してください。

(1) 償却資産課税標準の特例にかかる申告書

市ホームページに記載されている「償却資産課税標準の特例にかかる申告書」をダウンロードのうえ、必要事項を御記入ください。

なお、適用条項欄には「旧先端設備」もしくは「旧地方税法附則第15条第43項」と御記入ください。

(2) 先端設備等導入計画にかかる認定書（写し）

先端設備等導入計画の認定申請を受けて、同計画を青梅市長が認定したことを通知する文書です。青梅市長の公印が押されていることを確認してください。

なお、計画の変更申請をし、これが認定された場合には、当該変更に係る認定書もあわせて提出してください。

(3) 先端設備等導入計画にかかる認定申請書（写し）

青梅市商工業振興課に提出した認定申請書一式の写しです。

なお、計画の変更申請をし、これが認定された場合には、当該変更に係る認定申請書もあわせて提出してください。

(4) 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写し）

「先端設備等導入に関する確認書」などの標題のものであって、先端設備等導入計画の記載内容について認定経営革新等支援機関が確認したことを証する書面です。

(5) 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写し）

「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」などの標題のものであって、先端設備

等に係る投資計画について、認定支援機関が中小企業等経営強化法施行規則に定める要件を満たしていることを確認したことを証する書面です。

(6) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）

賃上げの方針を従業員（またはその代表者）に対して説明、表明したことを証する書面であって、従業員代表者の署名（または記名・押印）が付されたものです。

※ 計画内で賃上げ方針を表明している事業者様のみ提出が必要となります。

5 その他

- (1) 先端設備等をリースにより導入されている場合は、当該設備の所有者であるリース会社が手続きを行うこととなります。
- (2) 本紙に記載のない事柄で御不明の点等ありましたら、根拠法令を御覧いただくか、問合せ先まで御連絡ください。
- (3) 本紙の情報は、令和7年9月1日時点

6 問合せ先

- (1) **認定先端設備等導入計画に関すること**
地域経済部 商工業振興課 工業振興係（内線2341）
- (2) **特例措置、償却資産、固定資産税に関すること**
市民部 課税課 家屋係 償却資産担当（内線2183）